

本巣市こども憲章

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 大切な子どもの権利（第5条－第8条）

第3章 子どもの権利を保障するための大人の責務（第9条－第11条）

附則

私たちは、ユニセフから国連が1989年に定めた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）について学びました。そこで、世界中に生きる多くの子どもの人権が無視され、希望を失っている姿を目の当たりにし、心が痛みました。私たちこどもは、単に存在するものではなく、一人一人の個性を發揮し、自由と可能性を実現するものです。したがって、尊厳を持って生きる自由が保障された社会を私たちの手で築いていくことこそ大切であると考えました。さらに、私たち一人一人が生きる主体者としての自覚を新たにしました。本巣市に生きる一人一人が当事者意識を持って、すべての仲間が幸せに生きるために、一人一人の願いを結集して本巣市子どもの権利条例（令和7年本巣市条例第1号。以下「子どもの権利条例」という。）及びこの本巣市こども憲章をつくることにしました。

本巣市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する2,514人一人一人が「とびきりの一条」と題し、自分自身の大切な権利を考えました。この一人一人の「とびきりの一条」には、自分が愛される権利、自分が選び自分で学ぶ権利、自分の考えを表明する権利など、自分と仲間が幸せになるために希望をもって生きる重要な視点が含まれていました。こうした一人一人の「とびきりの一条」を何度も眺め、議論し、各学校の子どもの権利条例へとまとめていきました。その道のりは簡単なものではありませんでしたが、学校のすべての仲間が幸せに希望をもって生きるために、どんな子どもの権利条例を定めることが大切かを繰り返し対話しました。苦労の末、各学校の子どもの権利条例をつくり上げ、それを持ち寄って、本巣市全体の子どもの権利条例にまとめ上げました。

私たちは、子どもの権利条例制定の歩みの中で、「自分の学校の仲間は安心して幸せに生きることができているか」を問い合わせてきました。私たちが生きる学校や家庭、地域で差別意識が生まれ、分断が起きている現実、いじめや学校に来ることができないことで苦しんでいる仲間のことなど、目の前にある多くの課題について見つめ直すことができました。これまでの対話を通して、「自分が主語の学校」を自分の手によって実現することが重要だと気付きました。

私たちは、これから未来を切り拓いていくかけがえのない存在です。自分と仲間の幸せのために、当事者意識をもって、自分で考え、行動していきます。そして、本巣市をよりよいまちにしていく一人一人に成長します。

本巣市のすべての子どもの手で、すべての子どもが幸せになるために、子どもの権利条例に基づき、私たちの宣言として「本巣市こども憲章」を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この憲章は、自分が幸せに生きる主体者として自ら考えた条例を大切にして、自分とすべての仲間が幸せに生きることができるよう権利を保障し、自分の力で学校や社会を変えることを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この憲章において、「自分」又は「私」とは、令和6年度の本巣市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍した2,514人の児童生徒がこの憲章をつくり上げた意義を尊重し、主語として表現するものをいいます。

(基本理念)

第3条 自分は、自分とすべての仲間の権利を尊重し、その権利を保障します。

(もとすこども権利の日)

第4条 こどもの権利についての関心や理解を深めるため、「もとすこども権利の日」を定めます。

2 「もとすこども権利の日」は、2月20日とします。

3 「もとすこども権利の日」には、市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒が集結し、自分と仲間が幸せに学び、活動できる場になっているかを振り返り、市民のみなさんにこどもの権利について広めていきます。

第2章 大切なこどもの権利

(大切なこどもの権利の原則)

第5条 この章に定める権利は、私たちの手でつくり上げたすべての仲間の思いが込められた宣言として位置付け、大切な権利として保障し、尊重されなければなりません。

(大切なこどもの権利)

第6条 前条に規定する権利は、「自分の学校は自分がつくる～「自分」を認めてもらえる権利～」を市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍するすべての仲間の願いとして含み、私たちの手でつくり上げた大切なこどもの権利をいいます。

(各学校における大切なこどもの権利)

第7条 各学校のこどもの権利条例をもとにつくり上げた前条に規定する権利は、すべての仲間の願いが含まれています。学校においては、各学校がつくったこどもの権利条例を学校のすべての仲間が幸せになる大切な権利として位置付け、保障されなければなりません。

第8条 前2条に規定する権利に基づき、私たちはすべての学校で常に対話し、解決策を考え、各学校の課題解決に向けて具体的に行動します。

第3章 こどもの権利を保障するための大人の責任

(教師の責務)

第9条 先生は、私たちと共に学校をつくっていくパートナーです。

2 先生と私たちは、互いの違いを尊重し合い、対話を通して意思疎通を図り、共に学校をつくります。

3 先生は、こどもが自分をありのまま受け止め、自分らしく生きられるよう寄り添いながら温かく支えます。

(保護者の責務)

第10条 親等は、こどもが自分の願いを受け止めて、自分との時間を大切にし、自分が幸せに生きることができるよう温かく支えます。

(地域住民等の責務)

第11条 地域のみなさんは、私たちが健やかに育っていくために、力強く支援します。

2 地域のみなさんは、虐待、暴力、犯罪等から私たちを守るため、安全で安心な地域づくりを私たちと共に行います。

本巣市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 本巣市こども憲章（第3条）

第3章 大切なこどもの権利（第4条・第5条）

第4章 こどもの権利を保障するための大人の責務（第6条）

第5章 こどもの権利を保障するためのやさしいまちづくりの推進（第7条—第12条）

第6章 こどもの参加（第13条—第15条）

附則

こどもはかけがえのない存在であり、大人はこどもの潜在能力を伸ばし、自由と可能性を実現するものです。言い換れば、尊厳を持って生きる自由が保障された学校や社会を自分の手で築いていくことが重要です。

本巣市のこどもたちは、「自らが学校や社会をつくり変えていく」という強い気概と当事者意識を持ち、自らが生きる主体者となって、納得解に辿り着くまで粘り強く歩み続ける力を持っています。自らの幸せと他の人々の幸せを願いながら、どのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに生きることが保障される学校や社会の実現を願い行動しています。

こどもは、大人とともに社会をつくるパートナーです。本巣市は、こどもたちの自己決定権を尊重し、大人と対等な立場で向き合いながら幸せな社会の実現を目指していきます。

本巣市は、全てこどもが議論しながらつくり上げた願いを「本巣市こども憲章」として定め、これを基本理念として、全てのこどもが幸せに生きる主体者となるためにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもが自分の未来を切り拓くことができるようこどもの権利を保障し、こどもが幸せに生きることができる社会の実現に向かう取組を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、幼稚園、留守家庭教室その他こどもが学び、又は育つ

ことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

(5) 教育委員会関係者等 本巣市教育委員会事務局職員をいう。

第2章 本巣市こども憲章

第3条 市においては、こどもたちの権利の尊重の重要性に鑑み、市民の代表として市長が、「本巣市こども憲章」(以下「こども憲章」という。)をこどもたちによる熟議を経た議論に基づき、こどもたちの名義において定めることとする。

2 「こども憲章」は、第14条に定めるところにより、こどもたちの発意に基づき第13条に規定するこども会議の議をもとに、改正することができる。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利の保障)

第4条 次条に定める権利は、こども自身の手でつくり上げた全ての子どもの思いが込められた宣言である「こども憲章」を大切な権利として保障し、尊重されなければならない。

(「こども憲章」で定める大切な子どもの権利)

第5条 この章に定める権利は、市において、こどもが自分の学校を当事者意識及び主体性をもって共創するとともに、自他の自由及び尊厳を尊重するなかで「自分」が受け入れられ認められることを重視するものとする。

2 前項の権利は、市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍した全ての子どもの願いを包含し、こどもの手でまとめた大切な子どもの権利の重要な要素とする。

第4章 子どもの権利を保障するための大人の責務

(大人の責務)

第6条 「こども憲章」を踏まえ、市においては、次項から第9項までに定める者は当該規定に従い、その責務を果たすよう努めるものとする。

2 市は、「こども憲章」を保障するため、学校等関係者、保護者、地域住民等と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする。

3 市は、学校等関係者、保護者及び地域住民等がそれぞれの責務を果たすために、必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 学校等関係者は、こどもをありのまま受け止め、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 学校等関係者は、「こども憲章」を尊重し、こどもが自分の意見を表明するため、必要な支援を行い、こどもと共に学校の発展に努めるものとする。

6 保護者は、「こども憲章」を尊重し、こどもの健やかな育ちのため、こどもにとって最善の方法を考え、こども一人一人の発達段階に応じた養育に努めるものとする。

7 保護者はこどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

8 地域住民等は、「こども憲章」を尊重し、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

9 教育委員会関係者は、「こども憲章」を尊重し、子どもの意見を聞き、学校等関係者、保護者及び地域住民等との連携を深め、こどもが安全に、かつ安心して学び育つ学校環境の整備に努めるものとする。

第5章 こどもの権利を保障するためのやさしいまちづくりの推進 (子どもの成育環境の保全)

第7条 市は、子どもの権利の保障がなされるよう、子どもの意見に耳を傾け、こどもが自ら育ち、遊び、学ぶことができる環境の整備に努めるものとする。

(子育て支援)

第8条 市は、保護者がこどもを育てるに当たり、必要に応じて経済的な又は社会的な支援を行うこととする。

2 市は、こども自身が抱える問題、こどもに関する相談等に対して、速やかに対応するよう努めるものとする。

(子どもの活動や市民活動の支援)

第9条 市は、こどもが安心して集い、その自主的な活動を行うこと、市民がこどもに関する活動を行うこと等を奨励し、支援するものとする。

(相互支援)

第10条 市は、全ての子どもの権利を保障し、幸せに暮らせるまちづくりを進めるために、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第11条 市は、子どもの権利の侵害（虐待、体罰、いじめ等をいう。）その他の不利益を受けたことを確認した場合は、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるものとする。

(推進体制)

第12条 市は、全ての子どもの権利を保障し、幸せに暮らせるまちづくりを進めるために、総合的な推進体制の整備及び充実に努めるものとする。

第6章 こどもの参加

(子ども会議)

第13条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、「もとすこども会議」（以下「こども会議」という。）を開催することができる。

2 「こども会議」は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 「こども会議」は、市内の全ての小学校、中学校及び義務教育学校の児童会及び生徒会の代表児童生徒で構成するものとする。

4 「こども会議」は、その主体であるこどもが定める方法により、子どもの総意として意見等にまとめ、市長に提出することができる。

5 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

(こども憲章の改正)

第14条 「こども憲章」は、こどもたちの発意をもとに適宜改正することができる。

2 「こども憲章」をこどもたちの発意をもとに改正する場合は、こどもが各学校の児童会及び生徒会執行部に提案し、学校で熟議及び対話を重ねてまとめられた改正案を各学校の児童会、生徒会代表が「こども会議」に提出することができる。

3 「こども憲章」をこどもたちの発意をもとに改正する場合は、前条第4項の規定により「こども会議」を開催して、熟議及び対話を重ねた改正案を市長に提出することができる。

(もとすこどもの権利の日)

第15条 こどもの権利の保障を図り、その重要性を広く市民の間で共有するため、2月20日を「もとすこどもの権利の日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(「こども憲章」の制定に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、第3条の規定に基づき市長が新たに「こども憲章」を定めるに当たっては、令和6年4月8日から令和7年1月23日にかけて市内の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒2,514人が熟議及び対話を重ねてまとめられたこども憲章案を、同条に定めるこどもたちの熟議を経た議とみなす。